

# 平成27年度介護保険制度改正質問に対するQ&A

H27.7.1

<p><b>①訪問介護について</b>                  ・身体介護20分未満について                  定期巡回・随時対応型訪問介護の指定を受けていない事業所ですが、利用者の介護度は3以上でないためか？</p>	<p>・前回、提供した訪問介護から概ね2時間以上間隔をあけるものについては、算定要件なし。要介護1・2でも可能です。</p>
<p>・デイ・デイケアの居宅介護について                  居宅サービス計画などで位置付けがあるが、デイ・デイケアでの対応が難しい場合は訪問介護が代わってもよいのですか？                  またその場合は、その理由を何かしらに書いてもらう必要はありますか？</p>	<p>・通所サービスの送迎前後に行われている介護等をサービス担当者会議等で検討、共有し必要なサービスを通所サービス利用が必ず介助しないといけないということではない。                  (介護保険最新情報Vol454問52参照)</p>
<p>・「介護保険給付算定に係る体制等状況一覧表」の中に従来の「同一建物に居住する利用者の減算」は廃止されましたが、新たな集合住宅に居住する利用者の減算(届出不要)規定が創設されましたので算定要件を教えてください。</p>	<p>・指定訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱いは、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内建物(養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する利用者を訪問する場合は、当該建物に居住する人数に関わらず、当該利用者に対する報酬10%減算する。</p>
<p><b>②通所介護について</b>                  ・中重度者ケア体制加算について                  「規定する看護職員又は、介護職員に加え、看護職員を常勤換算方法で2以上確保する必要がある」となっていますが、日毎の利用者数に対して、満たせない日があります。その場合条件が満たせる日があっても算定不可となりますか？あくまでも常勤換算の計算方法によるものですか？</p>	<p>・看護職員又は介護職員の常勤換算の計算方法は毎日ではなく、月毎にて常勤換算の計算方法で行う必要があります。                  (介護保険最新情報Vol454問25参照)</p>
<p>・送迎減算について                  今回、通常送迎がある場合でも、ケアプランに送迎を位置づけてもらい、通所介護計画にも位置づける必要がありますか？</p>	<p>・指定通所介護の運営基準99条の4に内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならないとあります。通所介護計画書には送迎サービスの有無は明記しておく方が良いでしょう。</p>
<p><b>③居宅介護支援について</b>                  ・口腔機能向上加算について                  デイサービスより、「今回の改正に伴い4月1日から全員に口腔機能向上加算をつける」と連絡がありました。ケアマネは、サービス担当者会議、プラン作成が必要ですか？</p>	<p>・通所介護の口腔機能向上加算は、平成24年度より算定要件は変わっていない。個別につける加算であり、全員につける体制加算ではない。今回、デイサービスがアセスメントして必要ではないかという情報に基づき、ケアマネがアセスメントして必要性があればサービス担当者会議、プランが必要である。</p>
<p>・デイサービスにおいて、認知症加算について、利用者の認知症高齢者の日常生活自立度については、ケアマネが事業所に情報提供するのですか？それであればどのような書式で情報提供するのですか？</p>	<p>・サービス担当者会議などを通じて主治医の意見書の情報共有をしていただきたい。</p>

<p><b>④訪問看護について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護体制強化加算について</li> <li>・理学療法士だけの訪問の利用者様は算定できますか？</li> <li>・看護体制強化加算を算定出来ない月は、申請の届出を取消しないとイケないですか？</li> <li>・緊急時特別管理加算を算定していない訪問看護利用者の算定はとれますか？</li> <li>・算定3ヶ月前、すべて100分の50以上でしょうか？1ヶ月でも100分の50以下でしたら算定できませんでしょうか？</li> <li>・医療保険の利用者は含まれないでしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績を満たしていれば全員算定可</li> <li>・毎月の記録が必要、基本所定の届出が必要です。届出については福祉指導課に相談。</li> <li>・実績を満たしていれば算定可。</li> <li>・算定する場合は下記3項目いずれにも適合すること</li> <li>①平成27年1月、2月、3月＝算定日が属する前3月において、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上必要。</li> <li>②平成27年1月、2月、3月＝算定日が属する前3月において、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の30以上必要。</li> <li>③算定日が属する前12月において、ターミナルケ</li> <li>・医療保険対象者の場合は含まれません。</li> </ul>
<p><b>⑤短期入所生活介護について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急ショートステイを静養室対応で利用しました。Q&amp;Aでは多床室の算定と記載がありますが負担限度額も多床室の算定でよろしいか？その場合の多床室は単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）の多床室での算定でよろしいか？</li> <li>・ショートステイにおいて、30日超移行、30単位の減算について、3月時点で30日超になっておられる方は4月初めから減算になりますか？それとも4月に入って30日超をした日から減算になるのですか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静養室において緊急に短期入所生活介護の提供を行った場合、従来型個室と多床室のどちらで報酬算定するのか？（介護保険最新情報Vol454問74参照）この質問内容は、特別養護老人ホームの従来型・併設型のみ緊急ショートステイの取扱いであり、単独型のショートステイは想定されておりません。</li> <li>・平成27年4月からの改正であるので4月1日からの減算対象です。</li> </ul>
<p><b>⑥認知症対応型共同生活介護について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、夜間ケア加算（Ⅱ）を算定しています。夜間支援体制加算（Ⅱ）の算定要件がわかりません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間ケア加算は廃止され、名称が変更され夜間支援体制加算になりました。現在、評価の対象となっていない宿直職員による夜間の加配を新たに評価するようになりました。</li> </ul>
<p><b>⑦福祉用具貸与について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の人員基準2名のうち1名は「福祉用具専門相談員指定講習」修了者、1名はヘルパー2級ですが平成28年4月から事業所の継続には、ヘルパー2級のもの「福祉用具専門相談員指定講習」を修了してイケないといけないのか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具専門相談員は、平成28年4月1日からはヘルパー2級課程修了者はできません。指定講習を修了すれば可能。</li> </ul>
<p><b>⑧訪問リハビリテーションについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な医学的管理を行っている医師の指示の下実施。とあるが、この医師はかかりつけ医でよいのか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な医学的管理を行っている医師はかかりつけ医の指示の下実施と変更になりました。</li> </ul>
<p><b>⑨負担限度額証について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預貯金が1,000万円を超える人は限度額を受けられないのか？また、更新の必要はありませんか？非該当の人の通知などありますか？</li> <li>・更新申請の記入についてご本人が目が見えず、家族が代筆する場合、裏面の代筆者の記入が必要ですか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更新の必要性はありません。預貯金1,000万円以上で更新した場合のみ却下通知を送付します。</li> <li>・家族様が読み上げて代筆して下さい。</li> </ul>
<p><b>⑩負担割合証について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の合計所得金額が160万円以上の方で独居又は、同一世帯に第一号被保険者がいない場合は2割負担になりますか？</li> <li>・松原市における介護負担割合証の発送日を教えてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が課税されており、合計所得金額が160万円以上の場合、2割負担の可能性がありますが、その中でも年金収入＋その他の合計所得金額が1人の場合280万円、2人以上346万円を超えると対象になります。課税状況確定後に負担割合も決定されます。</li> <li>・平成27年7月末の発送となります。</li> </ul>